

令和7年 網走市議会
文教民生委員会 会議録
令和7年6月26日(木曜日)

○日時 令和7年6月26日 午前10時56分開会

○場所 議場

○議件

1. 議案第10号 財産の取得について

○出席委員(7名)

委員長	古田 純也
副委員長	栗田 政男
委員	金 兵 智 則
	里 見 哲 也
	平 賀 貴 幸
	永 本 浩 子
	古 都 宣 裕

○欠席委員(0名)

○議長 松浦 敏司

○傍聴議員(5名)

井戸 達也
小田部 照
深津 晴江
村椿 敏章
山田 庫司郎

○説明者

副市長 後藤 利博

.....

教育長	木野村 寧
学校教育部長	高橋 善彦
学校教育部次長	小中 理司
学校教育課長	里見 達也
学校教育課参事	中野 敏博

○事務局職員

事務局長	岩尾 弘敏
次長	石井 公晶
総務議事係長	和田 亮
総務議事係	平間 公稀
	山口 諒

○古田純也委員長 ただいまから、文教民生委員会を開催いたします。

本日の委員会では、付託されました議案1件について審査します。

それでは、議案第10号財産の取得について説明を求めます。

○里見達也学校教育課長 議案書の5ページから6ページ、資料10号を御覧願います。議案第10号財産の取得について御説明申し上げます。

取得の理由ですが、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、令和2年度中に、市内小・中学校の児童生徒の学習用機器として整備いたしました1人1台端末につきまして、バッテリーの劣化や破損など、機器の更新時期を迎えていることから、新たな機器本体を取得し、ICTを活用した教育を進めようとするものでございます。

次に、取得財産の概要でございますが、児童生徒用の学習用タブレットパソコン本体2,307台でございます。取得方法ですが、随意契約となっております。本件の機器調達におきましては、北海道教育委員会が1人1台端末の更新に合わせて設置をいたしました北海道公立学校情報機器整備共同調達会議におきまして、当市を含む道内85自治体分の端末購入について、一括して、一般競争入札が実施されており、その執行の結果、調達の相手方として決定された事業者と各自自治体とが個別に事業者と随意契約を締結することとなっているものでございます。

取得金額は1億2,307万8,450円。契約の相手方は、東日本電信電話株式会社でございます。

納入期限は令和8年3月31日までと設定をしております。

本件、財産の取得につきましては、予定価格が2,000万円以上であり、網走市財産条例第2条の規定に該当いたしますことから、本契約の締結に当たりまして、本議会の議決を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○古田純也委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございませんか。

○古都宣裕委員 今回は、コンピューターの機械仕様書をつけていただいたので、多少、事前に調べる

午前10時56分開会

ことができたので、C h r o m e b o o kの金額としては、なかなか妥当かなっていうのがあるんですけども、アフターサービスのメンテナンス体制を整備とあるんですけども、これは補償としてどういった内容なのか。例えば、5年間保証で無償交換であるとかバッテリーの交換とかも含まれているのか、その辺を伺いたいと思います。

○里見達也学校教育課長 メーカーのアフターサービスの部分につきましては、メーカー保証については、こちらに記載のとおり、無償については1年以上の付与ということになっております。あとは、サポート期間、部品等の供給可能な年数については、納品後5年以上に対応しているものということで機器の選定をしているところでございます。お話にあったバッテリーにつきましては、残念ながら交換対象のところには含まれていないと承知をしております。

○古都宣裕委員 バッテリーが交換対象になってないと交換とか修理の際は別途金額がかかるものなのか、それとも、バッテリーも含まれてないという答弁でしたけれども、それ以外は無償対応とかになるのでしょうか。

○里見達也学校教育課長 無償の保証については、こちらの資料に記載のとおり1年以上ということで、基本的にはその期間のみ無償対応ということになりますので、それを超える部分については、有償ということになってございます。

○古都宣裕委員 この1年以上という書き方がよくわからないんですよ。1年以内だったらまだわかるんですけども、1年以上で1年経過した後に壊れたものは、全部対象になるみたいな感じなのか。何かこの辺、どういう理解をすればよろしいですか。

○古田純也委員長 暫時休憩します。

午前11時01分休憩

午前11時06分再開

○古田純也委員長 休憩前に引き続き、再開します。

古都委員の質疑に対する答弁から。

○里見達也学校教育課長 申し訳ありません。

先ほどのメーカー無償保証の関係ですが、機器の調達の仕様条件については、1年以上付与ということで仕様を定めさせていただいたところございまして、今確認をしたところ、このメーカー規定の1年という部分について、無償保証という対応で仮

契約を結んでいるところでございます。

○古都宣裕委員 今の説明だと、1年以上付与するというのが条件の中で今回、契約するのは、1年間の保障がついているということの理解ということですね。理解しました。

コストパフォーマンスで言えば、安いものでいくとC h r o m e b o o kになるのかなというのは致し方ない部分があって、コスト比較で見ると妥当だなというふうな結論を僕は得たんですけども、ただ、一方でやっぱり重さというのは、すごく問題だと思うんですね。これ、多少軽量化されて1.3キロといったら小さい子供たちにしたら、かなりの重さであるというのは、以前からずっと議論があるとおりに思うんですよ。こういう電子機器って僕は今の脱デジタルに世界的なかじを切っているの、それも含めた検討が必要だなと思うんですけども、もし導入するのであれば、例えば、まとめて1回導入するのでコストを落とすというのも一つなんですけれども、1回イニシャルでかかる部分で、例えば新1年生とかからは、i P a dに変えていって、順次、新しく来る子にi P a dを貸与するとかっていう方法も、以前、あるのではないかという見当をお伝えしたと思うんですよ。その際にやっぱりイニシャルでどう周辺機器がC h r o m e b o o kと例えばi P a dとかだと、多分、対応のアプリケーションとかも変わってくるので、その辺のコストとかの比較とかも必要だと思うんですけども、その辺の検討とかっていうのは、どのようにされていますか。

○里見達也学校教育課長 以前、委員のほうからもそのような御提案をいただいていたことは承知をしています。当初と同じような答弁になるかもしれませんが、C h r o m eを導入しているという理由につきましては、当市が前回、導入をしたところがC h r o m eだったというところ。それに加えて、管内、道内における学習端末のC h r o m e O Sの選定割合、これが大体8割というところでございますので、当然、使用するお子さんの環境というところもありますし、加えて、指導する先生方の環境、また、今お話があった過渡期において両方の機器が学年によって変わるところがいかがかということもありましたので、現段階では、C h r o m eの導入ということで整理をしたところでございます。

○古都宣裕委員 現段階でC h r o m eでその後の

検討はしていないのかなというふうに思いますけれども、家庭でChromebookを導入して、子供たちに与えているということは、かなり少ないのではないかなというのと思うのですよ。となるとやはり、親が使っている機器とか自分たちが手軽に触れる周辺のそうした機器っていうのは、タブレット端末としては、別なものではないかなというふうに思うんですね。それプラスやはり重さというのは、やっぱり子供たちに対してかなり負担をかけているというところは考えなければいけないのかなと思います。コスト的にも一旦は上がるんですけども、Chromebookは、数年たつと中古の売却価格というのは、かなり落ち込みます。5年もするとバッテリーとかも、大分駄目になってしまうところがあるんですけども、そうした比較とかをしたときに、それでも多分iPadとかのほうが高くはなると思うんですけども、使用する子供たちがどうかというところの観点はず必ず考えなければいけないのかなと思うんですけども、それを含めていまい度、デジタル教育そのものも考えなければいけないと思うんですけども、ただ一方で学校に行けない人たちとか不登校の子たちのことも考えたときに家で学習環境を整える一面もあることから一概に全部ゼロにはできないと思うので、そうしたことも考えてこうしたICT教育というのを進めていく必要があると思うのですけれども、全体的なお考えとしてはどのように思っていますか。

○里見達也学校教育課長 デジタル教育というか教育環境での端末の取扱いと家庭における使用というところの御意見かと思っておりました。Chromeの使用につきましては、今回、小・中学校ということでございますが、小・中学校さらに高校のほうでも、端末の使用が進んでおりまして、そこで示されているのは、推奨されているのはChromebookという情報がございます。そういったところを見ましてそのChromeと、このほかのiPadですとかWindowsというところについては、お子さんたちがその機器に触れる、スタートのときには、Chromeという入り口から入り、そこで情報機器の使い方であるとか、学習への活用というところを身につけていただいた上で、成長していく段階で、ほかの端末ですとか、そういったところも活用していくというような、考えではいかがかなというふうには個人的には思っているところでございます。

○古都宣裕委員 課長の個人的な考えも伺いましたが、やはり低学年、特に小学校の低学年のお子さんたちに、これは重さ的にかかなり負担があるので、機器的には優秀なので本当は高学年の子が使うのがいいんですけども、ただ身体への負担を考えると逆に低学年のみ導入するとかっていった考えとかiPadに限らずもうちょっと軽い別な機器にするとかっていうところは、今後検討が必要なのではないかなと思います。

以上です。

○古田純也委員長 ほかに。

○金兵智則委員 当初予算のときにChromeでいくっていうことは、たしか御説明いただいていたので、もうちょっと軽くなればいいなというふうに思っていましたけれども、今のところここが限界なのかなというふうに思いました。本当はもっと軽いほうがいいんですけども。

お伺いしたいのは、2,307台。これ、たしか一般質問の中で児童生徒2,000人ぐらいいかないって御答弁いただいていたと思うんですけども、この2,307台っていうのは、何でこの数字になったのかお伺いしたいと思います。

○里見達也学校教育課長 今回の購入台数2,307台の内訳でございます。この台数の内訳につきましては、今、委員お示しのとおり児童生徒数、本年5月1日現在の人数を基準としておりまして、その人数が1,980人でございますので、まず1,980台がでございます。そして故障、不具合の際に直ちに対応する予備機ということで297台。この297台につきましては、先ほど申し上げた児童生徒人数の15%というパーセントで算出をしております。このパーセントにつきましては、今回の機器購入に対して道の補助金を財源として充てておりますが、補助対象となる台数の上限のパーセントということで算出をしております。残り30台につきましては、教職員の指導用ということで市内15校に対して各校2台ずつということで30台。これらを合わせまして2,307台という台数を算出しております。

○金兵智則委員 補助対象となるマックスの数字だということなんだと思います。今のChromebook、今後これが入ってきたら更新すると思うんですけども、使わなかったもの、結局、予備として持っていたけれども使わなかった台数とかって押さえていたりするんですか。

○里見達也学校教育課長 現行の台数で使わなかつ

たものというところですが、ちょっと今細かな数字はございませんが、この購入後6年の中でかなり落下ですとか破損といったところで、その代替機として使用しているものがたくさんございます。この予備機につきましては、何かがあった際に直ちに交換機として使う必要があるというところがございますので、常時使える状態にしておく必要があるということで、先ほど教職員用という台数の話をしましたが、現行の予備機については、その有事の際にすぐ出せるように、日常的に教職員の端末使用として使っていたというところがございますので、そういった意味では、全く使用がなかったというところは、ごく僅かだと思っております。

○金兵智則委員 わかりました。

単純計算1台5万3,350円になるんで、1台少なくすればその分だけマイナスになるので、本当はぎりぎりであればいいのかなと思いますけれども、使わなかった台数がほとんどないということであれば、これでいいのかなというふうに思います。

以上です。

○古田純也委員長 他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

お諮りいたします。議案第10号財産の取得については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたします。

午前11時16分閉会
